

中之島4丁目再生医療国際拠点検討協議会の設置について(案)

< 設置目的 >

中之島4丁目における再生医療国際拠点の実現に向け、産学官が連携し検討を実施するとともに、国等へ提案・要望することを目的とする。

< 検討事項 >

具体的機能・施設計画の検討

産学官の役割分担・連携方策・事業スキームの検討

国等の機関誘致・支援に向けた検討

中之島4丁目再生医療国際拠点検討協議会の設置について(案)

中之島アゴラ構想
推進協議会

中之島アゴラ構想の提案
を踏まえ、その実現に向け
産学官が連携し協議

連携

中之島4丁目再生医療
国際拠点検討協議会

中之島4丁目における再生
医療国際拠点の実現に向け
産官学が連携し検討を実施
するとともに、国等へ提案・要望

中之島4丁目再生医療国際拠点検討協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 中之島4丁目における再生医療国際拠点の実現に向け、再生医療国際拠点検討協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第2条 協議会は、中之島4丁目における再生医療国際拠点の実現に向け、産学官が連携し検討を実施するとともに、国等へ提案・要望することを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は以下の各号に掲げる団体から選出された者をもって構成する。

- (1) 大阪府
- (2) 大阪市
- (3) 大阪商工会議所
- (4) 関西経済同友会
- (5) 関西経済連合会

2 協議会に座長を置き、協議会の構成員の互選により選任する。

3 座長は、検討を行うため特に必要があると認める者に、協議会への出席等必要な協力を依頼することができる。

4 協議会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

（守秘義務）

第4条 協議会の構成員及び前条第3項に規定する者は、その職務及び協議会の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、協議会が公表した情報については、この限りでない。

（協議会の公開等）

第5条 協議会は、原則として公開とし、協議会終了後すみやかに、協議会資料、協議会要旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

（事務局）

第6条 協議会の庶務は、構成員を代表して大阪市において処理する。

（雑則）

第7条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

2 この要綱の改正は、座長が協議会に諮って行う。

附 則

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。

中之島 4 丁目再生医療国際拠点検討協議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、中之島 4 丁目再生医療国際拠点検討協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第 2 条 傍聴を定める定員は 10 名とする。ただし、座長が必要と認めた場合については、この限りではない。

2 協議会を傍聴しようとする者は、事務局が指定する時刻から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

（報道機関の特例）

第 3 条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第 4 条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

（1）はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

（2）危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

（3）飲食又は喫煙をしないこと

（4）携帯電話などは受信音を出さないこと

（5）写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。

（6）協議会開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

（7）全各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し又は協議会の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第 5 条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、座長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 28 年 11 月 17 日から施行する。

中之島4丁目再生医療国際拠点検討協議会 名簿(案)

[敬称略]

役職等	氏名
大阪府政策企画部長	山口 信彦
大阪府商工労働部長	津組 修
大阪市経済戦略局長	井上 雅之
大阪市都市計画局長	川田 均
大阪商工会議所常務理事・事務局長	児玉 達樹
一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長	齊藤 行巨
公益社団法人関西経済連合会専務理事	松村 孝夫

オブザーバー

役職等	氏名
国立大学法人大阪大学理事・副学長	吉川 秀樹